

知多市公告第 6 8 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、送付すべき書類は、知多市総務部収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

令和 7 年 7 月 3 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

送達を受ける べき者	住 所 (所在地)	(省略)
	氏 名 (名 称)	(省略)
送達すべき書類名		令和 6 年度市民税県民税・森林環境税督促状 令和 7 年度市民税県民税・森林環境税督促状

備考 この書類は、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、送達を受けるべき者に到達したものとみなす。